

月日が経つのは早いもので、2004年ももう直ぐ終わりです。今年も国際サービスシステムをご愛顧頂きありがとうございました。今年は特に、夏の猛暑や記録的な台風の上陸、新潟県中越地震など大自然の力を目の当たりにした年でした。来年はどのような年になるのでしょうか？ さて今回のニュースは例年どおり今年発行したニュースの概略をお話したいと思います。

## **VOL.44 発電機(オルタネーター)の話**

バッテリーを充電する発電機(オルタネーター)についてご紹介しました。オルタネーターの故障が原因で、走行不能やクレーンが動かなくなる修理依頼があります。このような突然のマシダウンを防止するには、**バッテリーチャージ警報ランプの点灯・点滅を見逃さないことです**。この警告とも言えるサインがでたら直ぐに国際サービスに修理を依頼してください。

## **VOL.45 今年から変わった事の話**

もうすでにご存知だとは思いますが、今年から変わった車検証と検査標章、クレーンの性能検査料金をご紹介しました。

## **VOL.46 クレーンの転倒事故の話**

クレーン業界の禁断のテーマともいえる、転倒事故についてお話させて頂きました。クレーンの転倒原因の一番はオーバーロードです。特に今のオーバーロードは不十分な**アウトリガ-張出し幅**に起因するものが多くなっています。現在のラフタークレーンはアウトリガ-の張出幅や旋回方向を検出し、クレーンの状態にあった定格総荷重を表示し、オーバーロード時には停止する構造になっていますので、くれぐれも**過負荷防止装置は解除せず**使用してください。2番目の転倒原因は、**アウトリガ-を張出す地盤の養生**です。ブームが向いた側のアウトリガ-フットには一瞬にして、全重量の70%~80%に相当する反力が加わりますので、**十分な強度と安定性のある敷板や鉄板を敷いて荷重を分散させてください**。是非安全作業を遵守されクレーンを運転されることをお願いします。

## **VOL.47 八都県市ディーゼル車規制続報の話**

東京都におけるディーゼル車規制の取締り状況と運行禁止命令の状況及び平成17年4月から東京都と埼玉県で強化予定の規制についてご紹介しました。東京都と埼玉県で規制が強化される日が**「平成17年4月1日以降の知事が別に定める日」**とありましたが、今回東京都から11月30日付けで、**平成18年4月1日**と告知がありましたのでお知らせします。又三井物産のDPF装置について虚偽センサーを使用したとして、三井物産(株)に対して、DPF装置の販売中止と無償交換の指示がだされました。

## **VOL.48 車輪脱落防止の話(2)**

4月16日付けで国土交通省から指示が出された、車輪脱落事故防止の緊急点検についてご紹介しました。三菱ふそうトラック・バスのリコールが現在でもいろいろと取り沙汰されていますが、それとは別にホイールボルト・ナットに係る車輪の脱落事故が多発しているようで、ホイールボルト・ナット・ホイールの日常の点検は必ず行ってください。又**三菱ふそうのリコール対象車で点検を受けていない車両は、12月から継続車検が受けられない**とのことですので、お早目に点検を受けてください。

## **VOL.49 インジン冷却装置の話**

インジンのオーバーヒートを防止する、冷却装置についてご紹介しました。思い起こせば、夏の猛暑のせいもあり、国際サービスに多くの車両がインジンのオーバーヒートで入工しました。

## **VOL.50 高額修理を防ぐ話**

節目の50回ということもあり、メンテナンスニュースのコンセプトでもある高額修理を防ぐ方法についてお話しました。日常の点検・給油・油脂・消耗品の定期交換、オーバーホールをしない運転などがやはり大事なことです。

## **VOL.51 自動車リサイクル法の話**

来年の1月からスタートする自動車リサイクル法についてお話しました。新車購入時・車を廃車する時・継続車検を受検するときに、リサイクル料金の支払いが必要になります。車種によりリサイクル料金はまちまちですが、8,000円~16,000円となっています。**ラフタークレーンは対象外**ですが、トラック・バスの大型車や8ナンバーの特種車は対象となります。又継続車検でのリサイクル料金の支払いは、2月1日からとなっています。

## **VOL.52 トルクコンバーターの話**

インジンの動力を伝達するトルクコンバーターの構造、故障事例、メンテナンスの注意事項をご紹介しました。やはり、故障を未然に防ぐには**トルクオイル・エレメントの定期交換**が肝心です。

## **VOL.53 特種車両運行許可の話**

特種車両運行許可制度についてお話しました。車両総重量20ton以上のラフタークレーンを運行する場合は運行許可が必要になります。又許可を受けた車両でも通行条件を守り、運行する必要があります。先日、国土交通省の職員を招いた重機組合の講習会に参加させて頂きましたが、実際の取締りの強化や点数制度の導入は来年4月以降になるようです。いずれにしても頭の痛い問題になりそうです。

## **VOL.54 リターダーの話**

現在大型のラフタークレーンやオルテレンクレーンの多くに補助ブレーキとして装備されている、リターダーの種類や構造、メンテナンスの注意事項をご紹介しました。

\* 今年もいろいろお話させて頂きましたが、少しお役にたっているでしょうか...。来年も同様にメンテナンスニュースを発行していこうと思いますので、ご要望などありましたらお知らせください。

**ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。**